

丘の公園占用申請書兼許可書

令和 年 月 日

豊後高田市教育委員会 様

申請者 住所
氏名
電話番号
(団体の場合は団体名及び責任者名)

次のとおり丘の公園スポーツ広場を占用したいので、許可を申請します。
なお、利用に際しては、豊後高田市都市公園条例及び同条施行規則及び裏面記載の注意事項を順守し、これに基づく職員の指示に従います。

利用施設	丘の公園 スポーツ広場
占用場所	トラック ・ フィールド
占用の範囲	トラック (レーン～ レーン) ・フィールド (全面・半面)
占用の目的	
占用日	令和 年 月 日 (曜日)
占用時間	時 分 ～ 時 分 まで
利用人数	一般： 人 中学生以下： 人 計： 人
備考	

令和 年 月 日付で申請のあった丘の公園スポーツ広場の占用について上記のとおり許可します。

令和 年 月 日 豊後高田市教育委員会 印

利用にあたっての注意事項

このスポーツ広場は、みんなの憩いの場です。気持ちよく利用できるよう、次のことを守りましょう。

【利用上の注意】

- 練習等でトラックを占有する場合は、3・4・5レーンを利用してください。一般の方でジョギング等をされる場合は1・2レーンを利用してください。（他の利用者がいない場合は、全コース使用可）尚、大会等で利用する場合は、一般の方の利用を制限する場合がありますのでご了承ください。
- ゴミ等は、各自で持ち帰ってください。
- 樹木や芝生、公園内の施設は大切に扱って、いつまでもきれいな状態にしましょう。
- 他の利用者の迷惑になるようなことはやめましょう。
- スポーツ広場の施設は譲り合って使いましょう。
- ゴムチップ舗装を燃やしたり焦がした場合は、自己負担で修繕をしていただきます。
- スポーツ広場内での怪我や事故については一切責任を負いかねます。
- 故意に施設を破損させた場合は、修繕費を頂きます。
- 大会やグラウンドメンテナンスなどで利用できない日もあります。
- 犬などのペットを連れてスポーツ広場内に入らないでください。

【禁止事項】

- スポーツ広場内は、禁煙です。
- 園内は火気厳禁です。たき火や花火などはできません。
- トラック以外のゴムチップ舗装上のスパイク（短距離用のスパイク）でのアップは厳禁です。（はがれた場合は自己負担で修繕していただきます。）
- 指定された場所以外では、車やバイク、自転車など乗り入れはできません。
- スポーツ広場内でのゴルフの練習等はできません。

★スポーツ広場内では、許可なしで次の行為をすることを禁止いたします。

- ①募金、商行為、その他これらに類する行為。
- ②張り紙、張り札、または、広告物を表示すること。
- ③営利目的での公園の撮影。
- ④その他、豊後高田市都市公園条例に定める事項。